

生物多様性民間参画ガイドライン案に関する パブリックコメント実施結果 概要

「生物多様性民間参画ガイドライン ～事業者が自主的に生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むために～ (案)」について、平成21年5月13日(水)から6月12日(金)までの間、国民の意見を伺うパブリックコメント手続きを実施。
個人及び団体からの意見提出数は35で、延べ意見数は約270件。
うち約80件について本文に反映。

1. 提出意見の属性内訳

男性	女性	団体	不明	重複	合計
14	6	16	1	2	35

郵送	ファックス	メール	合計
0	8	27	35

2. 意見 (273 件) の分野別件数

章等	分野	件数	合計
全般	ガイドラインの標題・対象者	7	51
	ガイドラインの構成	13	
	本業を通じた取組と本業以外の取組	2	
	事業者のインセンティブ等	3	
	ガイドラインの対象者(中小企業、業種)	5	
	ガイドラインの改訂	2	
	法的規制	1	
	生物多様性の説明	7	
	その他	11	
要約	要約全般	2	37
	要約各論	35	
序論	序論	2	2
第I編	第I編の全般及び前文	2	40
	生物多様性とは	16	
	生物多様性を育む社会づくり	9	
	生物多様性と事業者の関わり	13	
第II編	指針の前文と理念	5	100
	取組の方向	16	
	取組の進め方	4	
	基本原則	11	
	考慮すべき視点	64	
参考	参考全般	1	43
参考1	取組の進め方の参考例	9	
参考2	事業者と生物多様性との関わりの把握の参考例	5	
参考3	事業者の活動の主な場面別の取組	15	
参考4	社会貢献活動	2	
参考5	具体的な事例	4	
参考7	記述に関連する参考情報	6	
参考8	生物多様性に関する法律の概要	1	

パブリックコメント意見及び対応一覧表

編等	分類	頁	行	No.	ご意見の概要	意見数	ご意見への対応方針
全般	標題、対象者 標題			1	標題その他で用いられている「民間参画」、「事業者」等の用語は、(原義の)「企業活動」、「企業」にすべき。企業(活動)は、今日までに与えた負の実績と今後劣化を改善する能力の点で、きわめて甚大な影響力をもつ存在であるため、企業活動を主に念頭においてガイドラインが策定されるべき。		本ガイドラインは、企業、組合、その他の法人事業者及び個人事業者を対象としていますので、生物多様性基本法の第6条の規定にあわせ、「事業者」を用いています。
				2	国、都道府県、及び市町村などの公益事業者を民間事業者とともに対象に加えるべき。国や地方行政の機関は、生物多様性の持続可能性に大きな影響力をもつため、自ら率先して行動すべき。そのために、ガイドラインの名称も「民間参画」を外し、「生物多様性推進ガイドライン」の名称とするのがよい。民間参画のみでなく日本国民全員の参加が必要であり、かつ皆で共有できるすばらしいガイドラインである。		本ガイドラインは、第3次生物多様性国家戦略に示されている、生物多様性企業活動ガイドラインの作成に関する記述に基づくものであり、あくまでも民間の参画を目的としているものです。なお、国の施策については「第3次生物多様性国家戦略」に掲げられおり、また、地方自治体の取組については、「生物多様性地域戦略の手引き」の検討が進めてられています。
				3	ガイドラインの名称を「企業」から「民間参画」に変更したことを賞賛する。ただし、公共的事業が最も生物多様性に影響を与えることが多いことを認識すべきであり、前文等においてその点を明記すべき。		本ガイドラインは、第3次生物多様性国家戦略に示されている、生物多様性企業活動ガイドラインの作成に関する記述に基づくものです。
				4	タイトルを「民間参画」ガイドラインとして、広く「事業者」全体を対象とし、社会全体で取り組むという趣旨が明確に示されている点を評価する。	3	ご意見は参考とさせていただきます。
				5	「ガイドライン」という名称からイメージされる内容よりもかなり抽象的な内容である。具体策を含めるか、または、名称を工夫すべき。		ご意見は参考とさせていただきます。
	構成、指針			6	本ガイドラインは、第I編と第II編に参考が添付される構成である。しかし、ガイドラインの本論となる「第II編 指針」の内容があまりに簡単で短すぎ、曖昧であり、ガイドラインの役割を果たしていない。 本編中に引用している「参考1」、「参考2」、「参考3」、「参考4」や「参考8」は基本的事項であり、これらは本編中に記載し、「参考」は事例紹介を主とすべき。少なくとも「参考1」や「参考2」が第II編に組み込む必要がある。	7	「第II編 指針」には、多様な業態間で共通の基本的概念、取組の方向、視点等を述べ、それ以外の具体的・個別事項は「参考編」に記載するという構成になっています。

編等	分類	頁	行	No.	ご意見の概要	意見数	ご意見への対応方針
				7	ガイドラインの本質である「指針」がコンパクトにまとまっており、事業者の自発性・主体性を重んじる内容となっている点、取組手法の詳細は各事業者の実情に応じた参考と位置づけられていることを評価する。現時点では「指針」に示されたような生物多様性に関する「基本的な考え方」について浸透を図ることが重要と考える。	6	ご意見は参考とさせていただきます。
	本業			8	事業者の本業を通じた取組の重要性が説明されていることを評価する。		ご意見は参考とさせていただきます。
				9	企業が本業以外で取り組める活動が過小評価されており、記述が不足している。グローバル企業は国家予算並みの事業規模を有しているものも多く、生物多様性条約の2010年目標の達成等、世界の課題の解決を考える上で非常に重要である。		ご意見は参考とさせていただきます。なお、社会貢献活動については、「参考4」に記載されています。
	企業のインセンティブ等			10	企業は営利を追求する主体であるという前提を考慮すべき。企業が取組むインセンティブに関する記載が少ない。将来、生物多様性は様々な形で企業に制約条件や規制の対象になり、前もって対策をすれば費用も抑えられることをより具体的に示すべき。また、国として企業に提供できるインセンティブや、生物多様性保全に取り組む企業に対して国が果たす責務など、企業が取組むインセンティブについてもっと記載すべき。生物多様性の概念の一般市民への浸透や株主等の理解促進も必要である。	3	ご意見は参考とさせていただきます。なお、「視点3」においては、「民間事業者は利益を追求する経済主体である」と記述されています。
	中小企業			11	ガイドラインに掲載されている事例の多くが大企業の事例であり、中小企業が身近に感じられる内容となっていない。中小企業向けに別のガイドラインを作成するか、あるいは、中小企業も含めた全ての民間企業の協力が必要であることの明記や中小・零細企業の事例を増やすことが必要である。	2	ご指摘を踏まえ、中小企業の事例を追加しました。
	業種			12	ガイドラインの内容が抽象的でわかりにくいいため、例えば、大企業や直接自然環境を利用・改変する業種に焦点を絞り、ロードマップを作成すべき。		ご意見は参考とさせていただきます。
				13	生物多様性に直接的に関わることができる業種に対するガイドラインにはなっているが、何をすべきかわからず思案・模索している製造業に対するヒントを充実すべき。		ご意見は参考とさせていただきます。なお、「参考3」には事業者の活動の場面別の取組について紹介しています。
				14	産業の多くを占め、生物多様性に間接的にしか関与しないサービス業に対するガイドラインが別途必要である。		ご意見は参考とさせていただきます。なお、「参考3」には事業者の活動の場面別の取

編等	分類	頁	行	No.	ご意見の概要	意見数	ご意見への対応方針
							組について紹介しています。
	改訂			15	今後の国内外の動向や、実際の生態系の状況の変化により、フレキシブルに見直しを行うという点を評価する。		ご意見は参考とさせていただきます。
				16	次回の改訂の際に、数値目標をガイドラインに含める検討を行う必要はない。数値目標はガイドラインとは別途検討すればよい。		ご意見は参考とさせていただきます。
	法的規制			17	生物多様性のガイドラインができることは重要であり、これを支持する。今後は法的な規制なども視野に入れていただきたい。		ご意見は参考とさせていただきます。
	生物多様性の説明			18	「生物多様性」は分かりにくい言葉なので、できるだけ分かりやすい解説があるとよい。第Ⅰ編の「第Ⅰ章 生物多様性とは」を初め、全体として文章が多い。特に、①生物多様性とは何か、②生物多様性が失われると事業・暮らし・経済にどのような影響があるのか、③事業者は具体的に何をすればよいのか、について図や写真を多く用いつつ見せ方・読ませ方を工夫すべき。	2	ご指摘の趣旨を踏まえ、生物多様性の解説を要約に追加し、日本の生物多様性の3つの危機を「第Ⅰ編第Ⅰ章」に追加しました。
				19	生物多様性の3つの危機をまず述べ、それを出発点とすべき。また、第3の危機である外来種と化学物質は企業等民間組織の事業活動において最も密接かつコントロールしやすい要因であるため、外来種導入・拡大の予防及び化学物質のコントロールを掲げるべき。	3	ご指摘を踏まえ、日本の生物多様性の3つの危機を「第Ⅰ編第Ⅰ章」に追加しました。
				20	個別の生態系・種の保全だけでなく、その相互関係の保全の重要性について言及すべき。これまでの民間の自然保護活動は、特定の特色ある生態系や希少種等のごく限られた範囲の保全にとどまることが多く、このままでは生態系と生物多様性を構成する多くの種や環境条件及びそれらの相互関係を保全できない危険性がある。生態系と生物多様性及びそこから享受している生態系サービスが広域的な生態学因果関係によって成立していることを基本的な視点に入れることが不可欠である。		ご意見の趣旨を踏まえ、「視点1」に「それぞれ地域に固有の生物相互の結びつきにより成立しています。」との記述を追加しました。
				21	現地で伝統的な生活様式で暮らしているネイティブの人々の権利や自然への洞察・知識を無視しないようにすべき。企業とNGO、NPOだけではなく、地元民と一緒に取り組めるガイドラインがあれば、必ず世界のスタンダードになる。		ご意見の趣旨を踏まえ、ステークホルダーとして、「地域住民」等の記述を追加しました。
	その他			22	本ガイドライン案と産業界の自主的な「日本経団連生物多様性宣言」を、2010年10月に名古屋市で開催予定のCOP10に向けて、連携してアピールしていけば、日本の生物多様性に対する優れた		ご意見は参考とさせていただきます。

編等	分類	頁	行	No.	ご意見の概要	意見数	ご意見への対応方針
					取組を、グローバルに発信できると思う。		
				23	1992年に気候変動枠組み条約と一緒に生まれた生物多様性条約は、持続可能な社会を構築するために重要な問題であるにもかかわらず、温暖化問題と比べて後れをとっていた。しかしここに来て、来年のCOP10を踏まえ、環境省や経済団体が積極的に関与し始めていることに期待を寄せている。		ご意見は参考とさせていただきます。
				24	全体的には、海外のガイドラインより、環境省のものが日本人には具体的で分かりやすく親切的な編集だと思っている。		ご意見は参考とさせていただきます。
				25	大変結構な主旨だと思う。 JA農協等も取り込んでいただき、水生動物をほぼ絶滅に追いやった土地改良事業、用水の入水・排水の落差、三面コンクリート化などを生物多様性の2009年の視点ではどうとらえ直すことができるか検討していただきたい。		ご意見は参考とさせていただきます。
				26	「生態系サービス」という人間中心的、無機質な言葉でなく、「自然の恵み」という言葉を持つ日本に生まれて幸せだと改めて感じる。自然をも尊重したこの言葉が生き続ける社会であるために、何をすべきか、改めて自らに問いかけている。		ご意見は参考とさせていただきます。
				27	多面的な見方・検討を、もっと示してほしい。		ご意見は参考とさせていただきます。
				28	他の環境対策との連携について、もっと大きく扱ってほしい。一番悩むところだと思う。		ご意見は参考とさせていただきます。なお、他の環境対策との連携は、「視点4」及び「参考7の2」に記述されています。
				29	検疫を含めるのなら、植物防疫法、家畜伝染病予防法、狂犬病予防法、水産資源保護法なども関わる。		ご指摘を踏まえ、植物防疫法の概要を「参考8」に追加しました。
				30	大気汚染などとの関係もあるだろうが、野焼きの復活を再考してほしい。ビニールハウスの残りを燃すのはもったいなかだが、畦や残渣を燃やすのは有効である。バイオマスの田畑への還元、害虫の駆除の効果もあるのではないか。		ご意見は参考とさせていただきます。
				31	今までの効率重視、省エネ、低コストへの動きと生物多様性の保全とは、矛盾するところも出てくる。それを、どのようにバランスをとっていくかが焦点だと思う。		ご意見は参考とさせていただきます。なお、他の環境対策との連携は「視点4」及び「参考7の2」に記述されています。

編等	分類	頁	行	No.	ご意見の概要	意見数	ご意見への対応方針
				32	<p>数年前から多摩川に外来魚が多くなり、在来魚やエビなどが激減し、危機感を覚え、多摩川の在来生物を守りたいという思いから、川崎市多摩区にある稲田公園の漁協の施設を使わせていただき、2006年から「おさかなポスト」を考案し、管理運営をしている。「おさかなポスト」には1年間で約1万5千～2万匹もの外来魚や金魚などが預けられ、「おさかなポスト」近くの多摩川では、外来魚などの姿を見ることはめっきり少なくなった。</p> <p>私の活動も民間事業としての位置づけになるかと思うが、1ヶ月に25日以上管理、運営費、里親学校への指導などは、全て個人のポケットマネーとボランティアでまかなっている。「おさかなポスト」の意義がないのであれば、私個人の自己満足と諦めるが、世の中の多くの方の支持を頂けるのであれば、民間＝個人・ボランティアでは持続可能は非常に厳しい現実である。</p> <p>民間をどのような形で参加させてくれるか、参加の条件などNPOなどに偏った方向性に進めないように、全ての企画は公募・プロボによって平等に参加できるようお願い・提案する。</p>		ご意見は参考とさせていただきます。なお、本ガイドラインは、第3次生物多様性国家戦略に示されている、生物多様性企業活動ガイドラインの作成を主旨としたものであり、主に事業者を対象とした内容となっています。
要約	要約全般			33	<p>要約の内容が弱い。一般的な内容しか書かれていないガイドラインと受け取られる。要約を読んで、生物多様性とは何かが理解され、なぜ事業者が生物多様性保全に取り組まなければならないのかが認識され、具体的な行動について指南されたいと思わせる内容にする必要がある。</p> <p>「生物多様性」の明確かつ正確な定義は「1. はじめに」にあるべき。</p>		ご指摘を踏まえ、生物多様性の解説を、要約の「1. はじめに」に追加しました。
				34	<p>本編で示されている「ガイドラインが、事業者の環境管理システムを補強、支援するもの」という考え方を経営層向けのサマリーである「要約」にも示すべきである。</p> <p>要約においては、取組を進めるにあたって「方針を示し」、「可能なものから始める」とあるが、要約だけを見た経営者に、生物多様性の取組は環境管理システムとは別の事業管理システムによって新たに推進しなければならないのか、または事業管理システムによるのではなく、気づいたことから始める程度でよいのかといった誤解を与える可能性がある。</p> <p>環境管理システムとの統合を利用する考え方は、すでに国外から</p>		ご指摘を踏まえ、要約に、取組を段階的に行う「ステップバイステップ」のアプローチを追加しました。また、「第Ⅱ編3. 取組の進め方」の記述等、関連箇所についても変更しました。

編等	分類	頁	行	No.	ご意見の概要	意見数	ご意見への対応方針
					示されており、基本的に事業者の取組のハードルを上げるような新しい考え方ではない。 ISO14001 認証取得サイト件数が世界一を誇り、またエコアクション 21 においても生物多様性の視点を導入しようとしている日本において、既存の環境管理システムの活用を「基本的考え方」において言及しないのは、事業者に対して経営資源を無駄に使用してしまう可能性がある。環境管理システムとの統合を明確にする考え方により複数のメリットがある。		
	1. はじめに	i		35	最初の2文では、民間参画が本質的には重要でないが、外で盛り上がっているから取組みます、と読めてしまう。民間参画が本質的に必要であることが伝わるよう、修文すべき。 また、重要なコンセプトである「生物多様性」と「生態系サービス」の定義を最初にすべき。		ご指摘の趣旨を踏まえ、記述を修正しました。また、「生態系サービス」に関する記述を要約の「1. はじめに」に追加しました。
	2. 趣旨	i		36	「生物多様性」の概念について、広範囲・包括的かつ分かりにくいことは確かだとしても、「漠然としている」と表現するのは不適切である。		ご指摘を踏まえ、「抽象的」という表現に変更しました。
	3. 民間参画	i~iii	35(p.i)~3(p.iii)	37	現在の文章では、企業と生物多様性には関係があることはわかるのだが、なぜ生物多様性に取り組む必要があるのかについては説明が不足している。生物多様性が損なわれることがどれだけ大変なことであり、事業の存続にかかわることなのか、もっと生々しく描写すべき。 事業者側から見た生物多様性への参画の必要性・メリットも強調する必要がある。第I編の事業者のメリットに記述のある資源戦略などとの関係について追記することも一案。	2	ご指摘を踏まえ、資源戦略としての重要性について記述しました。
		ii	9	38	人間が使える生物資源をもたらすことは、生態系サービスの一つであるため、「そこからもたらされる生物資源は」を削除すべき。		
	4. 取組内容	iii		39	このセクションは、全体的に弱く、抽象的過ぎる。		ご意見は参考とさせていただきます。なお、取組の基本的概念については、「第II編 指針」に詳細な記述があります。
	4.(1) 関	iii	12	40	自らの事業と生物多様性との関係は、「定量的」に把握する必要		ご意見は参考とさせていただきます。なお、

編等	分類	頁	行	No.	ご意見の概要	意見数	ご意見への対応方針
	わり把握				がある。 事業者が取組の必要性に対する認識を高めてもらうためには、事業者が自らの事業活動について、生物多様性の恵みを「どの程度」受けているのか、「どの程度」の影響を与えているのか、定量的に把握するということが決定的に重要である。		定量的な把握については、「参考編 参考1（1）の参考情報」に記述されています。
	4.(2) 取組の検討・実施	iii	18-19	41	「生物多様性に与えている影響」にはプラス・マイナスがあるので、「生物多様性の損失を招く影響」とすべき（他にも該当箇所多数）。「優先度」や「重要と考えられるものから」という表現は曖昧であり、「影響の程度」と「取り組める可能性が高い」とすべき（指針 P28L23 他も同様）。		ご指摘を踏まえ、負の影響ということがわかるよう記述を修正しました。
	4.(3) 体制整備	iii	21	42	事業者の生物多様性に関する知識及び活動はまだ極めて限定的であり、体制を組んで取り組むべきものという認識自体が欠落しているのが現状である。特に事業者の経営者層向けに作成されている要約では、「体制整備」という表現ではその本質を伝えるには不十分である。なぜなら、生物多様性への取組がこれまで行われてこなかった最大の理由は、これが外部不経済要因だったためであり、この本質は今もって同じであることを考えれば、新しい発想をもって取り組まなければならない。従って「整備」といったこれまでの延長線上を想起させる用語ではなく、新たなものを築き上げるという意味をより強く明確に伝える用語（取組を推進・継続するための体制構築）を用いるべきである。		ご意見は参考とさせていただきます。
	4.(4) サプライヤー	iii	25~28	43	この視点は非常に重要であり、生物多様性保全に不可欠と言っても過言ではない。日本企業は資源の多くを海外に依存しており、サプライヤーレベルでの取組が無ければこの資源調達に伴うインパクトを軽減させることはできない。従って、取組範囲の拡大は「可能であれば」という位置づけでは済まされず、「積極的に」行うべき事である。		ご意見は参考とさせていただきます。
	5.(2) 予防的・順応的取組	iv		44	「生物多様性の維持機構は、まだ解明されていない点も多く、一度損なわれると回復が困難です」→「生物多様性は、一度損なわれると回復が困難です」と修文。生物多様性の不可逆性は、未解明の部分が大きいことに関わらない。簡潔な文章で、本質を伝えるべき。		この項目は、予防的・順応的取組の採用について記述されている部分であり、回復の困難さとあわせて記述することによって、そのような取組の重要性を説明しているものであり、原案の表現が適切と考えます。

編等	分類	頁	行	No.	ご意見の概要	意見数	ご意見への対応方針
		iv		45	「事業の実施に当たって、生物多様性への影響の有無が不明である場合は、極力安全側に立って、予防的な対策を講じる姿勢が重要です(予防的取組)」→「事業の実施に当たっては、生物多様性への影響が想定される場合は影響があるものと考え、それを回避・最小化するための予防的な対策を講じる姿勢が重要です」と修文。「安全側」の意図が誤解されかねないため、明記する必要がある。「影響の有無が不明である」ということは、対策を講じようが無い訳で、ここでは不要な表現のため削除。		ご指摘を踏まえ、第3次生物多様性国家戦略の記述を参考にしながら、以下のとおり修正しました。 「事業の実施に当たって、生物多様性への影響が懸念される場合には、科学的裏付けが不十分であっても対策を先送りせず、予防的な対策を講じる姿勢が重要です(予防的取組)」
		iv		46	「事業実施中は、モニタリング結果に応じて、随時、当初の計画を見直す姿勢も重要です(順応的取組)」→「事業実施中のモニタリング結果に応じて、計画を順応的に見直すことを、事業当初から明確に位置づけておくことが必要です」と修文。モニタリングは必須であり、その結果を事業に反映させる仕組みが確立していることが重要であると考え。		ご指摘を踏まえ、第3次生物多様性国家戦略の記述を参考にしながら、以下のとおり修正しました。 「また、事業実施中は、継続的にモニタリングを行い、その結果に応じ、随時、柔軟に計画を見直す姿勢も重要です(順応的取組)」
		iv	7	47	「また、事業実施中は、モニタリング結果に応じて、」はわかりにくい。「継続的に影響をモニタリングし、その結果に応じて」とすべき。		ご指摘を踏まえ、記述に「継続的に」という表現を追加しました。
	5.(3) 長期的観点	iv	10	48	「短期的ではなく、長期的な観点からの取組が必要です。」という1文のみの記載で、何故、長期的観点が必要なのかがよく分からない。例えば、「一度失った自然を復元することは非常に難しく、2度とその資源を利用することができない」や、「復元できたとしても、一度失った自然環境を再現するには膨大な時間と費用が必要である」ことなど、簡単にでも説明を入れていただきたい。		ご指摘の趣旨を踏まえ、「第Ⅱ編」、「基本原則3」の表現を用いて記述を充実しました。 「生物多様性を持続可能な形で利用することにより、長期的かつ継続的に多くの恵みがもたらされます。また、生物多様性に対する影響は、様々な要因が複雑に関係していることもあり、比較的長い期間を経て徐々に顕在化してきます。そのため、短期的ではなく、長期的な観点からの取組が必要です。」

編等	分類	頁	行	No.	ご意見の概要	意見数	ご意見への対応方針
	6.視点	iv	25	49	環境省内、政府内では、どのようになっているのか。		政府の施策については、第3次生物多様性国家戦略に取りまとめられていますので、そちらをご参照ください。
		iv	26	50	「・サプライチェーンにおける生物多様性への配慮に留意する。」→「・サプライチェーンにおける生物多様性に配慮する」に修正すべき。「配慮に留意する」では、不明確であり、サプライチェーンを通じた配慮の重要性を考えたとき、修正案が妥当。	2	ご指摘の趣旨を踏まえ、「視点5」の表現を用いて記述を変更しました。 「 <u>サプライチェーンの各段階において、それぞれの事業者が協力して取り組む。</u> 」
		iv	19～28	51	「6. 取り組む際の視点」に、次の一文を追加すべき。「生物多様性との関わりの把握（生物多様性からの恵み、与えている影響の把握）、事業者としての取組の目標設定等は、科学的知見にもとづきつつ定量的に行う。」		ご意見は参考とさせていただきます。なお、定量的な把握については、「参考1（1）の参考情報」に記述されています。
	基本原則	iv		52	要約に、本文に記述されている「基本原則」（生物多様性に及ぼす影響の回避・最小化、予防的な取組と順応的な取組、長期的な観点）を追加すべき。本文に書かれているもっとも基本的な要素である「基本原則」が概要に書かれていないのはおかしい。	2	ご指摘の趣旨は、要約の「5. 取組のアプローチ」に記述されているものと考えます。
	9. おわりに	v	10～14	53	サプライチェーンの記述は唐突で効果はない。まず、自らが生物多様性の重要性を認識し、経営姿勢を見直し、リーダーシップを発揮して従業員を先導し、自らの事業や社会貢献活動において取組を始める、あるいは充実させるのが順序である。自らが率先して実践しなければ、他のサプライチェーンへの関与や指導は、相手への説得性もない。この部分のサプライチェーンの記載は削除するか、上記の趣旨に修正すべき。	4	ご指摘を踏まえ、サプライチェーンを資源調達的面から具体的に記述し、また、「意見37」で追加した資源戦略に関する記述についても言及しました。
		v	5	54	日本においては、積極的に取り組む民間事業者が皆無だったものが1になったが、全くの発展途上にある。大きな項目の書き出しに、既に多くの事業者が生物多様性を考慮した取組をしていると思わせるような文章は適当ではない。9段落目から始めてもよいのではないか。		ご指摘を踏まえ、文章の構成を変更しました。
		v		55	取り組む際の視点の1つである「広域的あるいは地球規模の視野」を踏まえ、日本が海外の生物に与える影響について、ここでも言及すべき。「生態系サービス」の前に、「世界の」を挿入。あわせて、文尾を「考えなければなりません」と修文。「大げさにいえば」を削除、文尾を「与えてくれます」と修文。		ご指摘の趣旨は、原案のままでも意図が伝わるものと考えます。

編等	分類	頁	行	No.	ご意見の概要	意見数	ご意見への対応方針
		v	15～17	56	現在の日本人の生活は、WWF の試算では地球が 2.4 個必要となっており、より強い危機意識を持つべきである。この婉曲的表現では危機意識が醸成されない。「特に、この土地も資源も限られた日本で、地球のキャパシティを大幅に超過する生活を営んでいる私たちは、『生態系サービス』の持続可能な利用というものを、もっと真剣に考えなければなりません」とすべき。		ご指摘の趣旨は、要約の「1. はじめに」の部分に、ミレニアム生態系評価を引用して記述しています。
	概要(1)	vi	21	57	「生物多様性の取組は地球温暖化の防止にも役立ちうる」とあるが、生物多様性を維持するために地球温暖化防止の取組がある。実は温暖化問題よりも重要な事だと理解できるように表現していただきたい。		ご指摘の趣旨を踏まえ、一部記述を変更しました。 「生物多様性の取組は、地球温暖化の防止など、他の環境問題の解決にもつながる」
		vi	23	58	「生物多様性の取組みは地球温暖化の防止にも役立ちうる」は、「相互に関わりあっている」とすべき。		ご指摘の趣旨を踏まえ、一部記述を変更しました。 「生物多様性の取組は、地球温暖化の防止など、他の環境問題の解決にもつながる」
		vi	中央の 囲み	59	「事業者も社会の一員として、重要な役割を担っていくことが期待されます」→「事業者も、製品やサービスの提供を通じて社会構造を形成している責任と貢献の実現が求められます」		ご指摘の趣旨は、原案のままでも伝わるものと考えます。
		vi	下	60	右の囲みの説明は COP10 の説明になるように要修正。		ご指摘を踏まえ、修正しました。
	概要(2)	vii	囲み	61	iii ページ 25～28 行目で「どのようなことに取り組んだらよいか」の 4 番目として取組範囲の順次拡大検討が掲げられているが、囲み「基本的考え方」の取組の方向項目からは、これが欠落している。これは、第Ⅱ編指針で、取組範囲の順次拡大は、「取組の進め方について」として独立記載されていることに起因すると思われる。「どのようなことに取り組んだらよいか」の項目に方向と進め方が混在することは構わないが、ページ vii の囲みでも「進め方」として段階的発展に言及すべきである。		ご指摘を踏まえ、「取組の進め方」に取組を「段階的」に行うという記述を追加しました。また、「第Ⅱ編 3. 取組の進め方」の記述等、関連箇所についても変更しました。
		vii		62	既存の 2 項目の前に、「事業活動と生物多様性の関わりを検討する」を追加。なぜ取組むかが不明のままでは、どのように取組むかの方針は、的を得たものにならないため。また、「具体的な取組を、可能なものからはじめる」は本文（第		ご指摘を踏まえ、意見 61 に関する修正にあわせ、「優先事項を特定し」という記述を追加しました。

編等	分類	頁	行	No.	ご意見の概要	意見数	ご意見への対応方針
	検討会	viii		63	II編)と異なる。「・・・重要なものからはじめる」と修文。 検討委員も民間参画といいながら業界でオーソライズできるメンバーではない。できれば各業界団体で環境保全(生物多様性も含む)を検討する委員会は設置されており、各業界でオーソライズした内容でまとめられると、各民間事業者は参加しやすいと思われる。また外注者としてガイドライン案を作成した事業者が委員として入っているのは原案に引き摺られ、第3者委員会の役割をなさない。		検討委員は多様な主体や、委員個人の資質等の観点から選定されており、また、本ガイドラインはパブリックコメントを経て幅広い意見を反映したものになっていますので、ご指摘のような懸念はないものと考えます。
序論	序論	1	9	64	自然の恵みを「自然のめぐみ」とカッコをいれる。「生態系サービス」を多くの人に分かりやすくするには「自然のめぐみ」とやわらかくしかも強調するほうが良い。以下の文中も同様。「生態系のめぐみ」も同様。		ご意見は参考とさせていただきます。なお、「生態系サービス」については、ミレニアム生態系評価から引用しています。
		2	12~13	65	「なお、本ガイドラインは法律の義務規定を詳細に定めるような規制的なものではありません。」とあるが、「生物多様性の保全」は、地球温暖化防止と同等の、持続可能な社会構築のための最重要課題である。「序論」にあるようなガイドラインの位置づけでは、地球温暖化の防止が困難となったのと同様、生物多様性も保全されない。昨年、生物多様性基本法が制定され、第6条に「事業者の責務」が置かれた。このことに鑑み、本ガイドラインを、生物多様性基本法第6条の「事業の責務」を実行に移すうえでの「手引き」という位置づけとすることを提案する。		ご指摘を踏まえ、生物多様性基本法について、以下のような記述を追加しました。 「なお、本ガイドラインは法律の義務規定の詳細を定めるような規制的なものではなく、生物多様性基本法の責務規定等に基づき、事業者が自主的に取り組む際の指針等を提供するものです。」
第I編	全般	7	1	66	述べられていることは良いと思うが、文字だけでは見る方は限られてくると思う。写真や図を駆使するなど、読者の方々が、手を止め、目を向けて頂くような工夫を行う方がより良いかと思う。		ご意見は参考とさせていただきます。
	前文	7	4	67	正確性を期すため、有史以来を「人間活動が・・・」の前に入れる。		原案のままでも十分意図が伝わるものと考えます。
	第1章	7~12		68	構成について、「現状は生物多様性が止めども無く悪化(劣化)して居る」ことの記述が弱過ぎ、ほとんど危機感を認識させ得ない。せめてp12に項目名のみ引用している「日本の生物多様性の危機の構造」(p102)の全文をこの章に記載すべき。		ご指摘を踏まえ、日本の生物多様性の3つの危機を「第I編第1章」に追加しました。

編等	分類	頁	行	No.	ご意見の概要	意見数	ご意見への対応方針
		7～8		69	「生物多様性」と「生態系サービス」はコインの裏表のような関係にある。従ってその関係性をしっかりと理解できる構成にすべきであるが、「生態系サービス」という用語は 18 ページになるまで登場しない。8 ページの「生物多様性とは」に続いて「生態系サービス」の説明を記載すべき。		生態系サービスの概念については、「(私たちの暮らしと生物多様性)」において記述しています。
		8	15～16	70	正確性を期すため、15 行目「地域に固有な自然」を「地域に固有な生態系」に、16 行目「それぞれがつながっている」を「それぞれが関係性を有している」とする。		ご指摘の趣旨は、原案のままでも伝わるものと考えます。
		9	囲み	71	世界の様々なタイプの自然(里山林、湿原、干潟、～)として例示されている湿原や干潟、サンゴ礁、大小河川と里山林は同次元で語られるべきものではなく、生態系タイプの正しい理解を阻害しかねない。「森林」にすべき。		ご指摘のとおり「森林」に修正しました。
		9		72	人類の影響を表す例に、移入種の影響を追記するなどして、人類の影響は多岐にわたっていることを示す必要がある。		ご意見は参考とさせていただきます。なお、移入種の例は、図中の「遺伝子の多様性」に掲載されています。
		11	10	73	「生物多様性が崩壊」を「生物多様性のバランスが崩れれば」に。		ご指摘の趣旨を踏まえ、「生物多様性が失われてしまうようなことがあれば」等と修正しました。
		11	13	74	「程おろかなこと」を「は避けるべきことです」に。「おろか」ということばは不適切。		ご指摘の趣旨を踏まえ、「何と少しでも避けなければならないこと」と修正しました。
		11	17	75	「どんなに困難であろうとも」以下を「科学的な見地に基づき問題解決を図っていく必要があります。」に。感情が文章に入りすぎ。		ご意見は参考とさせていただきます。なお、科学的知見の集積については、該当箇所の前に記述されています。
		11	24	76	「消費尽くす」を「大きく棄損する」に。消費尽くすことはありえない。感情的でない記述に。		ご意見は参考とさせていただきます。
		11	26	77	「それは可能なのです。」をとる。それはやってみなければわからない。やる努力が重要。		ご意見は参考とさせていただきます。なお、取り組む努力については、本ガイドラインの随所で記述しています。
		11	35	78	「長期的な減少を」を「長期的に損なわない方法」に。理解しやすくするため。		ご指摘の趣旨を踏まえ、「将来にわたって」と修正しました。
		12	2	79	「手を付けない」を「保全を優先させる価値観こそ」に。明確にするため。		ご指摘の趣旨を踏まえ、「保護を優先する」と修正しました。

編等	分類	頁	行	No.	ご意見の概要	意見数	ご意見への対応方針
		12	1～3	80	意味がわからない。具体例を示してほしい。		ご指摘の趣旨を踏まえ、以下のとおり修正しました。 「人間活動が影響を与えていない原生的な自然については、地域の人々の生活維持やグローバリゼーションの中で難しい面もありますが、保護を優先することが生物多様性を保全することにつながります。」
		12	4～6	81	具体例を示したほうがわかりやすい。		ご意見は参考とさせていただきます。
		12	7～8	82	わからない。		該当段落の後半部分に記述されているとおり、それぞれの地域におけるステークホルダーの生活様式や慣行により、生物多様性との関わり方が異なってくるということを指しています。
		12	11～12	83	+想像力を働かせる。←今、白か黒かだけの答えを求め、灰色の存在を認めない・想像しない・考えようとしめない風潮があるのを憂う。		ご意見は参考とさせていただきます。
	第2章	13	12～14	84	消費者の変革を待つより事業者が変える、という意気込みを入れてもいいのではないか。		ご指摘の趣旨に関係する記述としては、該当段落後半に以下の記述があります。 「生物多様性に配慮した製品やサービスを提供することを通じて、消費者のライフスタイルの転換を促していくことも期待されています。」
		13	18	85	日本は海外の生物多様性にも大きな影響を与えており、それに対する考慮も必要である。これは事業者と他のセクターとの連携においてもあてはまることであるが、当該ページの表記はこの点が曖昧であり、前後の文脈および囲みの図からここで言う地域は日本国内を専ら指しているように読み取れる。しかし、特にNGO/NPOとの連携は海外での活動に大きな効果があり、連携への期待と可能性が国内外にあることを積極的に明記すべきである。		ご意見は参考とさせていただきます。なお、国内外のステークホルダーとの連携については、「視点2」、「参考1」などで記述されています。

編等	分類	頁	行	No.	ご意見の概要	意見数	ご意見への対応方針
		13	18~20	86	「事業者は、地域の中に存在し、消費者に支えられています。」を入れる。		ご指摘の趣旨は、原案のままでも伝わるものと考えます。
		14	9	87	事業者は自らの事業活動だけでなく、行政や NGO/NPO との連携によって生物多様性を取り戻すための事業外活動に従事することが可能であり、また期待もされている。然るに本項では事業における配慮と事業者間の協力に留まっており、事業外活動への言及が無い。末尾に、「さらに、社会貢献活動等、事業以外の面でも、生物多様性の保全と回復がなされるよう、第三者による活動への協力等によって従事していくことも、事業者に期待されることです。」と追加すべき。		ご意見は参考とさせていただきます。なお、社会貢献活動については、「視点3」及び「参考4」に記述されています。
		14	14	88	「国民への影響力の大きさを考慮し、公平で正確な情報を提供する」と加える。		ご指摘の趣旨は、原案のままでも伝わるものと考えます。
		14	23	89	環境省では常に NGO/NPO との連携を重要視しているようであるが、他の環境先進国（ドイツ等）の事例を見ると、教育関係者への連携にも同じように力を入れるのが良いかと思う。例えば、ドイツを例に挙げると、環境教育計画による教育の継続により、約40年後の現在では国として環境に取り組む基盤が形成され（野党、与党ともに環境政策に熱心）、環境に対する数々の施策も浸透し易いようである。		ご意見は参考とさせていただきます。
		14	26~32	90	生物多様性に大きな影響を与えるのは主に公共事業であり、環境アセスメントを行って配慮をしたとしても現在の生物多様性保全の見地からして十分な対応とは言えない。この行の中には連携について簡単な記述でしかないが、実行のためには予算的裏づけが必要であり、公共工事などではより民間参画を求めるための仕組み（地域固有種やロードキル対象種、森林分断の影響を受ける樹上小動物などにたいしては必ず総合評価落札方式における提案項目に入れるなど）が重要である。このような面の明記も必要ではないか。		本ガイドラインは、第3次生物多様性国家戦略に示されている、生物多様性企業活動ガイドラインの作成に関する記述に基づき検討されているものであり、主に民間の事業者を対象としています。なお、国の施策については「第3次生物多様性国家戦略」に取りまとめられており、地方自治体の取組については「生物多様性地域戦略の手引き」の策定を進めています。
		14	28~29	91	「・・・学会と連携し・・・事業者の活動における研究者の活用等を図る」とあるが、研究者の活用のみ個別具体的に強調されすぎており、違和感を感じる。民間企業等が研究者を活用するかどうかは、必要であれば当然自らやることであり、特に当該ガイドラインに限定的に記述されることに逆に意図を感じる。		ご指摘を踏まえ、「産官学」、「ステークホルダー」等、表現を修正しました。

編等	分類	頁	行	No.	ご意見の概要	意見数	ご意見への対応方針
					「事業者は産官学及び各ステークホルダーによる緊密な連携により、科学的知見や地域社会に関する知見の共有を図る」という表現ではどうか。		
		14	28～32	92	生物多様性保全への取組は地方公共団体以上に地域の NGO や住民によるところが大きい。また NGO/NPO 側を見ても、事業者の原材料調達や所有地についての情報提供ではなく、生物多様性保全事業を中心的活動としてしている組織は多く、この連携例は NGO/NPO の役割について偏った見方を助長しかねない。例示ではあるが、本編中の例示は代表的なものとして強い印象を読み手に与え、また NGO や NPO に対する理解が必ずしも進んでいない日本社会の現状を鑑みれば、連携相手としての NGO/NPO の位置づけはより広範囲に記載すべきである。 変更提案: (連携例の三番目)「事業者が地方公共団体や NGO/NPO と連携して、生物多様性保全と回復の取組を行う」		ご指摘の趣旨を踏まえ、地域住民や NGO/NPO に関する記述を修正しました。
	第3章 全般	15		93	企業と生物多様性には関係があることはわかるのだが、なぜ生物多様性に取り組む必要があるのかについては説明が不足している。生物多様性が損なわれることがどれだけ大変なことであり、事業の存続にかかわることなのか、もっと生々しく描写したほうがよいのではないか。ガイドラインの利用者である事業者が「なぜ生物多様性に取り組む必要があるのか」を自ら自覚できるよう、これまでの事業活動のあり方、ここでは第一次産業、第二次産業、第三次産業のあり方がどのようなものであったかを、生物多様性をいかに減少させてきたかをしっかり解説しておく必要がある。	3	ご意見は参考とさせていただきます。なお、生物多様性に取り組む必要性は、「第Ⅱ編」以外にも、ガイドライン全体を通して、随所で記述されています。
	第3章 3.1. 恵みと影響	15	19 行前後	94	例を入れてほしい。		ご指摘の点については、該当箇所後に記述されています。
15		26	95	「品種改良など」のあとに「知的生産活動」をいれる		事業者との関わりが深い知的生産活動として、バイオミクリーが例示されています。	
15		31 行付近	96	身近な例として、食文化を入れたらどうか。		ご指摘の趣旨を踏まえ、生態系サービスの食文化に関する記述を修正しました。	
16～17			97	「事業者の活動と生物多様性の俯瞰図」について、あらゆる業種のことこの図一つに盛り込まれており、事業者の側からすると、どのように読んでよいのか、戸惑うものとなっている。事業		ご意見は参考とさせていただきます。なお、当該図は、生物多様性から見た企業活動を分かりやすく例示したのですが、図が煩	

編等	分類	頁	行	No.	ご意見の概要	意見数	ご意見への対応方針
					者にとって分かりやすいものとするため、同様のフロー図を、主な業種ごとに作成し、留意すべきポイントが一目で分かるようにした方が、少し枚数は増えるが、事業者の立場からは、利用しやすいと考える。		雑になることを避けるため、関係性などを簡略化している部分があります。
		18	13	98	事業者の活動は生物多様性に依存し、影響を与えているのは事実であるが、これまでに環境アセスメント、工場立地法に基づく緑化およびCSRの観点からの環境保全への取組等により、事業所周辺の自然環境等に配慮した取組を行ってきており、結果的に生物多様性に配慮した取組となっていた。 したがって、p18の12行目の後に、「これまでも、事業者は、法令等やCSRに基づく環境保全に配慮した事業活動を通じて生物多様性にも配慮を行っている場合もあることから、今後は、生物多様性の視点を意識して取り組むことが必要である。」といった趣旨の記述を追加すべき。		ご意見は参考とさせていただきます。なお、ご指摘の趣旨は、序論、「第Ⅱ編2. 取組の進め方について」、「参考4」などに記述されています。
		19		99	外来種だけでなく、国内でも他地域のもの、選抜されたハチ類なども考慮必要。		ご指摘の移入種については、「参考情報 エコツーリズム」に以下の記述を追加しました。 「野生生物の本来の移動能力を超え、意図的又は非意図的に国外や国内の他の地域から導入される外来種（移入種）によって、地域固有の生物相や生態系に悪影響を与えないように配慮する。」
	第3章 3.2.付随効果	20	2	100	付随的な効果としてメリットとリスクを箇条書きにしているが、ほとんどが一般論的な文章であり、中小企業の方々は身近な問題として感じ、取組への行動を起こしてくれるかは難しいと感じる。もう少し身近に感じるように具体例を併記すると、読んだ方々も共感して頂けるかと思う。		ご意見は参考とさせていただきます。なお、「参考5」に中小企業の具体的な取組を追加しました。
		20	10~12	101	単に生物多様性への取組姿勢を示すだけでブランド向上になるという説明は理解できない。場合によってはグリーンウォッシュとみなされブランド失墜の原因となる場合があるとも考える。例えば、社会の意識や認識の状況をふまえたうえで、だからブランド価値が向上するといったような説明展開をするなどが必要ではないか。		ここでは、生物多様性に配慮した活動に取り組むことによる付随的な効果の一例として、商品ブランドや企業イメージを記述してあります。

編等	分類	頁	行	No.	ご意見の概要	意見数	ご意見への対応方針
					単に「生物多様性への取り組み＝ブランド向上」という図式には同意できない。		
		20	13～14	102	投資家へのアピールとともに、証券会社などへの浸透も必要。環境部門は軽視されがちで、投資家への判断材料として紹介されない。		ご意見は参考とさせていただきます。なお、外部ステークホルダーとのコミュニケーション、情報公開は「参考1」に記述されています。
		20		103	生物多様性の一般への浸透が先。いかに生物多様性を伝えるかが重要。		ご意見は参考とさせていただきます。なお、外部ステークホルダーとのコミュニケーション、情報公開は「参考1」に記述されています。
第Ⅱ編	前文と理念	27	4	104	生物多様性以外のほうは守らなくてもいい、ととられかねない。		原案のままでもご懸念のような誤解はないものと考えます。なお、他の環境政策との関連は「視点4」などで記述されています。
		27	4～5	105	「生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組んでいくことが期待されています。」 で、主語がない。ステークホルダーの概念がない。「多くのステークホルダーから期待されています」、とすべき(該当箇所複数)。		ご意見は参考とさせていただきます。なお、主語は「事業者」です。
		27		106	第3次生物多様性国家戦略第3章第1節で掲げられている三つの目標では、第一の目標として、「保全」とともに「国土レベルの生物多様性を維持・回復」や「絶滅の危機に瀕した種の個体数や生息・生育環境の維持・回復」を図ることが記されている。一方、ガイドライン案では第一の理念として「生物多様性の保全」のみ謳われ、「回復」という視点が欠落している。 現状日本企業の多くが取り組む植林事業の志向するところは生物多様性の回復である。「回復」という視点がガイドラインから欠落すれば、こうした活動の位置づけを曖昧にさせ、むしろ個々の植林事業の質が生物多様性とは無関係なものに終わってしまう危険性がある。これら回復を標榜する活動の質を担保するためにも、本ガイドラインにおいて、生物多様性の回復も重要な理念として明示することが必要である。		ご意見は参考とさせていただきます。なお、生物多様性の再生については、「基本原則3」にも記述されているとともに、生物多様性基本法の規定を参考に記述しています。
		27	17	107	理念で、「行うよう努める」の「よう努める」を削除。理念であり、努力目標的な文言は避ける決意を明確にすべき「努める」では弱い。		ご指摘を踏まえ、「行うこと」と修正しました。

編等	分類	頁	行	No.	ご意見の概要	意見数	ご意見への対応方針
		27	21	108	理念で、「行うよう努める」の「よう努める」を削除。理念であり、努力目標的な文言は避ける決意を明確にすべき「努める」では弱い。		ご指摘を踏まえ、「行うこと」と修正しました。
	1. ① 関わり把握	28	6	109	理念で、「行うよう努める」の「よう努める」を削除。理念であり、努力目標的な文言は避ける決意を明確にすべき「努める」では弱い。		ご指摘の趣旨は、原案のままでも伝わるものと考えます。
		28		110	①の文章で、「関わり把握」は「定量的に」行うよう、修文する必要がある。		ご意見は参考とさせていただきます。なお、定量的な把握については、「参考1(1)の参考情報」の中で記述されています。
	1. ② 影響低減	28	17	111	「生物多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物多様性に及ぼす影響をできるだけ回避し、回避できない場合は最小化、最小化が困難な場合には低減を図り、持続可能な利用に努める。」に修正する。まずは「回避」、それができなければ「最小化」、それができなければ「低減」という原則は一貫して示すべき。	2	ご指摘の部分は、生物多様性基本法第6条の記述に則したものとなっています。なお、回避については、「基本原則1」及び「参考7の3」などに記述されています。
		28	17	112	「生物多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物多様性に及ぼす影響をできるだけ回避し、回避できない場合は低減を図り、持続可能な利用に努める。」に修正する。基本原則の部分に「回避」という文言が既にあり、重要な概念なのでここにも明記すべきである。	4	ご指摘の部分は、生物多様性基本法第6条の記述に則したものとなっています。なお、回避については、「基本原則1」以外にも、「参考7の3」などで記述されています。
		28	17~18	113	生物多様性に及ぼす影響の「低減」しか触れられておらず、「回避」が抜けている。ミティゲーションの優先順位の3番目である代償措置も含め、「生物多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物多様性に及ぼす影響の回避・低減・代償を図り、持続可能な利用に努める。」に修文する必要がある。		ご指摘の部分は、生物多様性基本法第6条の記述に則したものとなっています。なお、回避については、「基本原則1」及び「参考7の3」などに記述されています。
		28	17	114	「生物多様性の維持・回復への取組」を追加すべき。 「取組事例」で紹介されている「レストラン事業者による外来昆虫の駆除活動」や「パーム核油事業者による森林回復事業への支援」等の活動は、ガイドラインの読者である事業者（特に生物多様性に関する知識・関心の少ない事業者）にとって生物多様性への取組を直感的に理解しやすい活動だと思われる。このような「生物多様性の維持・回復への取組」を記載することによって、事業者の理解がより進み、①～③の取組が促進されると考える。		ご指摘の部分は、生物多様性基本法第6条の記述に則したものとなっています。なお、再生については、「理念1」の「保全等」に含まれ、また、「基本原則3」でも記述されています。

編等	分類	頁	行	No.	ご意見の概要	意見数	ご意見への対応方針
					また、これまでの事業活動によって関係する生物多様性が低下している場合、今後の影響の低減を図ることも重要であるが、長期的に持続可能な利用を実現するためには、生物多様性を事業開始時の状態に回復することが必要だと考える。		
		28	18	115	理念で、「行うよう努める」の「よう努める」を削除。理念であり、努力目標的な文言は避ける決意を明確にすべき「努める」では弱い。		ご指摘の趣旨は、原案のままでも伝わるものと考えます。
		28	25	116	何を優先的に進めるべきかわからない（後半部分を読んでも判断が難しい）。		優先すべき取組の検討については、「参考2」で具体的に記述されています。
	1. ③ 体制整備	28	27	117	理念で、「行うよう努める」の「よう努める」を削除。理念であり、努力目標的な文言は避ける決意を明確にすべき「努める」では弱い。		ご指摘の趣旨は、原案のままでも伝わるものと考えます。
	1. ④ として内容を追加	28	30	118	④として以下を追加する。「④上記①～③の事項を環境報告書等によって公表するよう努める。事業者は、事業活動が生物多様性へ与える影響やその影響を低減するために講じた措置などを環境報告ガイドライン 2007 年版に従って対外的に公表し、ステークホルダーとの対話を行うことが期待されます。」 既に3ページの22行目の図、31ページの22行目以下に示されているとおり、環境情報は積極的に開示し、外部のステークホルダーとの対話を求めることが必要である。このことが「取組の方向」に記載されていないと、事業者の①～③の情報は公開されず、その取組を外部から評価することができない。	3	ご意見は参考とさせていただきます。なお、環境報告ガイドラインについては、「序論」、「第I編第4章」、「参考1」外部ステークホルダーとのコミュニケーション、情報公開」などに記述されています。
	2. 取組進め方	29	14	119	既に取組を始めている事業者だからといって、必ずしも28ページで期待されている生物多様性との関わり把握や、それに基づく優先順位に則った活動となっている訳ではない。単純に「さらに取組を進めていく」とするのではなく、実施中の活動の重要性を検証し、見直していくことを呼びかけるべきである。 変更提案：「既に取組を始めている事業者は、これまでの取組の重要性を検証しながら、活動を深化させていくことが期待されます。」		ご指摘を踏まえ、「これまでの取組を検証しながら」という記述を追加しました。なお、「深化させる」ことは、「取組を進めていく」こととほぼ同義であると考え、原案のままとしました。
	2. 「取組パターン図」	29		120	取組パターン2に「環境管理システムに生物多様性への配慮を組み込む」とあるがP43の指標例などでの目標の定量化は難しい。例えば「生物多様性保全を顧客に提案する」という目標を掲げて		ご意見は参考とさせていただきます。

編等	分類	頁	行	No.	ご意見の概要	意見数	ご意見への対応方針
					も、公共工事ではなかなかその機会が少ない。実践的ノウハウは民間事業者が多く保有しており、提案機会を多く設けることが可能な仕組みにすることが望まれる。		
		29		121	図の意図が不明。縦軸、横軸の意味を明記していただきたい。パターンであるなら、XY 軸に意味をもたせる、現状と望まれる方向を示す、業種ごとに適していると考えられるパターンを示すなど、表現の工夫が必要だと考える。	2	ご指摘の図は、多様な特性・規模等を有する各事業者の取組パターンを模式的に示したものであり、原案のままでもその意図が十分伝わると考えます。
	3. 基本原則全般	30		122	理念で、「行うよう努める」の「よう努める」を削除。理念であり、努力目標的な文言は避ける決意を明確にすべき「努める」では弱い。		ご指摘の趣旨は、原案のままでも伝わるものと考えます。
	3. 基本原則 1 回避・最小化	30	9～10	123	「・・・生物多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、・・・」を以下のとおり修正する。「・・・生物多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となり、可能な場合にはその後に残る影響について代償措置を検討することにより、・・・」環境影響評価法に基づく環境アセスメントにおいては、事業者は「環境保全措置」を実施することとされている。この場合、環境保全措置の検討にあたっては、環境への影響を「回避」し、又は「低減」することを優先するものとし、これらの検討結果を踏まえ、必要に応じその事業の実施により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により損なわれる環境要素の持つ環境の保全の観点からの価値を「代償」するための措置を検討することとされている（環境影響評価法に基づく基本的事項（環境庁告示第八十七号））。 原案は、この環境省告示に反する。	4	本ガイドラインでは、「基本原則 1」に記述されているとおり、「回避」と「最小化」を原則としています。なお、「代償」に関する参考情報としては、「参考 7 の 3」に記述されています。
		30	11	124	保護価値の高い生態系を保全し、その転換を回避すべきことを追加すべき。	2	ご意見は参考とさせていただきます。なお、転換の回避については、「視点 6」、「参考 3」、「参考 4」などに記述されています。
	3. 基本原則 2 予防的・順応的取組	30	15～16	125	「一度損なわれた生物多様性の再生は困難もしくは不可能です」と断言しているが、これは損なわれ方やその深刻性、及び人為的再生と自然再生の区別無く記載されており、適切な表現ではない。 変更提案：一度損なわれた生物多様性の再生には多くの場合困難		ご指摘の趣旨は、原案のままでも伝わると考えます。

編等	分類	頁	行	No.	ご意見の概要	意見数	ご意見への対応方針
					を伴い、損失の程度が著しいケースでは不可能に近くなります。		
		30	18~19	126	「事業等の着手後に生物多様性の状況を監視し、その監視結果」について、要約では監視はモニタリングと言っており、その方が一般的。継続的にモニタリングし、その結果とすべき。		ご指摘を踏まえ、「監視」を「モニタリング」に変更しました。
	3. 基本原則に、基本原則を追加	30		127	32ページにある、「サプライチェーンの考慮」を基本原則の1つとすべき。サプライチェーンやバリューチェーンを通して企業が生物多様性に与える影響は著しく大きいため、原則として明記すべき。	2	ご意見は参考とさせていただきます。なお、サプライチェーンの考慮については、「要約」、「第I編第3章」、「参考2」、「参考3」などに記述されています。
	4. 視点全般	31	1	128	「考慮すべき視点」は、「配慮すべき事項」とすべき。「次の視点をもつことが期待されます」を「次の事項に配慮することが期待されます(するようにします)」に修正。ここで記載された7点は事業者が生物多様性保全を検討する際に考慮すべき重要な点である。事業者は、これらの点を考慮する「視点」をもつだけでは不十分で、これらの視点を持って具体的に行動することが期待される。原案では、「視点」さえ持っていれば何をしてもよいというメッセージを与えるもので、誤解を招く表現と考えられる。	5	「考慮すべき視点」は、事業者が取組を行う際の留意点を列記したものであり、具体的な行動が伴うことを前提としていることから、ご指摘のような懸念はないものと考えます。
	4. 視点1 地域と 広域	31	19	129	「考慮する視点が大切になります」を「考慮することが大切になります」に修正する。	5	ご指摘の趣旨は、原案のままだでも伝わると考えます。
31		20	130	サプライチェーンを考慮する視点は非常に重要であり、考慮すべき視点として記載されていることは高く評価する。この記載は決して落としてはならない。		ご意見は参考とさせていただきます。	
31		19~20	131	「特に、海外の資源に・・・サプライチェーンを考慮する視点が大切になります。」の箇所は、32ページ「視点5：サプライチェーンの考慮」と重複するため削除すべき。	3	ご指摘の趣旨を踏まえ、「後述の」という記述を追加しました。言葉は重複しますが、ここでは、輸入等に依存する日本の特性から、サプライチェーンを例示しているところであり、視点5との関係を示すことは意味のあることと考えます。	

編等	分類	頁	行	No.	ご意見の概要	意見数	ご意見への対応方針
		31		132	<p>生態系及び生物多様性が、多くの生物相互の結びつきで成立している、という視点が欠けている。「土地」「つながり」など狭く非科学的表現が多い。これでは特定生物種や特定の狭い範囲を守ればよいというような、誤った考え方を助長しかねない。したがって、以下のようにすべき。</p> <p>「生態系と生物多様性の構成要素は、各地域における多くの生物相互の関係と物理化学的条件によって成立し、地域固有の形で存続しています。つまり、ある地域の生態系や、種、遺伝子が失われれば、それらは地球上からも失われることになりかねません。したがって生態系と生物多様性の保全は、第一に個々の地域における活動によって支えられるものであり、地域内での多くの生物種およびそれらの相互関係と物理化学的条件の保全を重視する視点が大切となります。また、保全のための社会的仕組みを考える際には、実際に活動を行っている現場の視点も大切です。</p> <p>一方、生態系と生物多様性の構成要素は、水や大気や土砂の流れおよび生物の移動等を通じて、地球規模で広く因果関係を持っています。さらに、社会経済活動においては、事業者の活動の広域化に伴い、原材料や製品等の移動、投融資も含めた資金の流れ等により、アジア地域を中心とする世界各国と密接な関係があります。したがって生態系と生物多様性の構成要素、およびそれらから得ている生態系サービスが、全流域または全地球のいたるところで影響を受けるものであることを認識し、広域的・グローバルな視点を持って国内外の取組を進めることが大切です。特に、海外の資源に大きく依存する日本の事業者の特性を踏まえると、サプライチェーン全体を考慮する視点が大切になります。」</p>		<p>ご指摘を踏まえ、以下の記述を追加しました。</p> <p>「、それぞれ地域に固有の生物相互の結びつきにより成立しています。」</p>
		31		133	<p>国外からの外来種の持ち込みや国内での拡大を予防する、という点が欠けている。外来種の拡大は生物多様性の損失の大きな原因となっているので、国外からの外来種の持ち込みや国内での拡大を予防するという視点が重要であることを追加すべき。</p>		<p>ご指摘を踏まえ、「視点1」に以下のような記述を追加しました。</p> <p>「海外からの生物の持ち込みに伴う生態系への影響や、」</p>

編等	分類	頁	行	No.	ご意見の概要	意見数	ご意見への対応方針
	4.視点 2 多様な ステークホルダー	31	22	134	<p>企業とステークホルダーとの連携は、広報部や環境部のみが把握し、実施するものではなく、広く、全社員にその意義と必要性を知らしめるものでなくては、意味をなさない。</p> <p>COP10 の開催に向けては、1 年半と限られた時間ではあるが、これをきっかけとし、わが国の事業者が、生物多様性保全の重要性とその取り組みを、加速度をつけて進展することを望む。</p> <p>日本経団連は、生物多様性宣言と行動指針を発表しているが、その理念は、日本の隅々の事業者に浸透していない。</p> <p>事業者が行う社会貢献活動として、NPO・NGO や生物多様性保全に見識を持つ個人の専門家とのパートナーシップを形成しつつ、環境学習・環境教育を通じたさまざまな連携が、暮らしに根ざした多くのシーンで展開されるべきと考える。</p> <p>なお、事業者の社会貢献に費やす資金には、おのずと限りがある。この点において、事業者と行政、NPO・NGO の 3 者による連携にも、大いに期待したい。</p>		ご意見は参考とさせていただきます。
		31		135	<p>連携したり配慮したりするステークホルダーの範囲は、固定したものでなく、事業内容に応じて判断すべきであることを追加。ステークホルダーとのやり取りは、透明性が確保され、かつ開かれたものであるべきであることも追加。</p>		ご指摘の趣旨を踏まえ、「柔軟な」という記述を追加しました。また、透明性の確保については、「情報公開を進める」ことが記述されています。
		31	27	136	<p>「配慮する視点も大切」を「配慮することも大切」に修正する。</p>	5	ご指摘の趣旨は、原案のままでも伝わると考えます。
		31	29～30	137	<p>「生物多様性を利用しているステークホルダー等へ配慮する」について、ステークホルダーには、顧客が必ず入るし、特に企業は顧客を第一のステークホルダーとして重視する。生物多様性を直接利用している人々や、顧客といったステークホルダーとすべき。</p>		ご意見は参考とさせていただきます。なお、該当箇所の「視点 2」に、「関連する多様なステークホルダー（地方公共団体、NGO/NPO、地域住民、先住民族・コミュニティ等、地域の関係主体、あるいは、教育・研究機関、国の機関、国際機関等）」と記述されています。
		31	33	138	<p>「配慮する視点をもつことが大切」を「配慮することが大切」に修正する。</p>		ご指摘の趣旨は、原案のままでも伝わると考えます。
	4.視点 3 社会貢献	32	2～9	139	<p>「生物多様性保全について企業には社会的な責任がある」ということと、「生物多様性保全への取組の一形態として社会貢献活動という手法がある」ということが混同されて説明されている。</p>		ここでは、社会の一員としての責務を述べた上で、社会貢献活動について説明していますので、ご懸念のような混同はないもの

編等	分類	頁	行	No.	ご意見の概要	意見数	ご意見への対応方針
					前者についてはガイドライン冒頭の企業の取組の必要性の説明の中できちんと説明し、この項では後者についてのみ述べるべき。		と考えます。
		32	3～6	140	<p>民間事業者の本業を通じた生物多様性に対する取組について述べているのか、あるいは、民間事業者の本業以外の社会貢献活動としての取組を述べているのか不明瞭である。</p> <p>2～4行目で、「民間事業者は利潤を追求するなど経済的主体である」とした上で、「社会の一員として、その活動を通じた生物多様性への貢献が求められている」としている。文脈から、「その活動」は「利潤を追求する経済活動」を指しており、ここでは民間事業者の本業を通じた取組に関する内容になっている。項目の「社会貢献」とは、本業以外の社会に対する貢献活動と理解するのが一般的であり、項目と説明文の整合性がない。</p> <p>このままの記述では、民間事業者が本業を通じて責任を持って実施すべき生物多様性に対する取組が、あたかも社会貢献であるかのような誤解を招きかねない。</p> <p>従って、32ページ3行目の「その活動を通じた」を削除して、項目(社会貢献)と説明文を整合させるべきである。</p>	2	ご指摘を踏まえ、「その活動を通じた」を削除しました。なお、この項目は、社会の一員としての事業者の責務を述べた上で、社会貢献活動について説明しています。
		32	5	141	<p>一般に、社会貢献は事業者の本業とは関係ない分野での取り組みを指し、本業と関係のある分野は SR (社会的責任) ないし CSR として理解されており、どちらも欠かすことのできない大事な取り組みである。ここの表現は、いずれも社会貢献の分野をことさらに本業と関連づけることによって、本業とは関係のない社会貢献を排除しようとしているように見え、不適切である。本業とは関係のない社会貢献活動によって、多くの NPO、NGO が多大な恩恵を受けている事実を重く受け止めるべきである。</p> <p>従って、32ページ5行目の「その活動を通じた」を削除、また75ページ19行目の「本業との関わりも考えつつ」を削除し、「社会貢献活動の目的を明確化し、実施する取組を検討する」に修正すべきである。</p>		ご指摘を踏まえ、「その活動を通じた」を削除しました。なお、この項目は、社会の一員としての事業者の責務を述べた上で、社会貢献活動について説明しています。
		32	8	142	「という視点をもつ」を削除。	5	この項目は、視点に関して記述する部分であり、削除する必要はないものと考えます。

編等	分類	頁	行	No.	ご意見の概要	意見数	ご意見への対応方針	
4.視点4.他の環境対策との関連		32	12～23	143	<p>企業が生物多様性について何をしたらよいかかわからない、あるいは、あまり関係がない、という声が多いものと思う。しかし、おそらくどの企業でも取り組んでいる「地球温暖化防止」・「省資源」・「化学物質管理」というテーマは、生物多様性保全の観点からも非常に重要であり意味のある取組である。本業での取組としてはまずこれらのテーマを更に推し進めるところから始まるはずだ。</p> <p>「地球温暖化防止」・「省資源」・「化学物質管理」が生物多様性保全や持続的利用のためにどのような意味があるのかをより具体的に解説し、これらが生物多様性のための取組として重要であることをより明確に記述してほしい。</p> <p>それにより、各企業が生物多様性との関係性を意識できるとともに、取り組む意味を見出せるようになると思う。</p>		<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、以下のとおり修正しました。</p> <p>「このように、ある取組が異なる環境分野に関する課題や、地域の課題にも貢献することがあるという視点を持ち、分野横断的に、総合的、効果的に取組を進めていくことが大切です。」</p>	
		32	12～23	144	<p>環境問題は時に相反する側面を持つこともあり、異なる分野ではプラスの効果が期待できても生物多様性にはマイナスとなる場合もある。これまで企業が推し進めてきた特に温暖化対策事業が、生物多様性にとってはどのような影響をもたらすのかを再度検証する視点も同時に重要であり、関連性の視点としてここで取り上げておくべきである。</p> <p>末尾に以下を追加することを提案する。「同時に、異なる分野での取組が生物多様性に対し負の影響を及ぼす可能性もゼロではありません。地球温暖化対策の名の下に、生態系への影響が不明瞭なまま、遺伝子組み換え樹木（GM-tree）の栽培実験が進められているのが、その例です。異なる分野の取組にも生物多様性の視点を取り込み、実施の是非を統合的に検討する必要があります。」</p>		<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、「異なる環境分野においては、相反する効果を持っていることもあります」という記述を追加しました。</p>	
		32			145	<p>矛盾が生じるとき、どうするのか。具体例をいくつか入れたらどうか。たとえば、水田土壌の炭素貯留＋メタン発生抑制のための中干は、温暖化対策には貢献するが、生物多様性の観点からは、マイナスとなる。そんな時、それぞれの主体は、どのような判断をするか、など。</p>		<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、「異なる環境分野においては、相反する効果を持っていることもあります」という記述を追加しました。</p>
	4.視点5.サプラ	32	26		146	<p>「サプライチェーンの考慮」を、基本原則の一つとすべき。サプライチェーンやバリューチェーンを通して企業が生物多様性に</p>		<p>ご意見は参考とさせていただきます。なお、サプライチェーンの考慮については、「第</p>

編等	分類	頁	行	No.	ご意見の概要	意見数	ご意見への対応方針
	イチェーン				与える影響は著しく大きいと、基本原則として明記すべき。		I編第3章、「視点5」、「参考2」、「参考3」などに記述されています。
		32	26	147	標題を、「サプライチェーンの考慮」→「サプライチェーンへの配慮」とすべき。サプライチェーンを通じた配慮の重要性を考えたとき、「配慮」が妥当である。	2	原案のままでもサプライチェーンの重要性を伝える表現になっているものと考えます。
		32	30	148	企業人にはわかるかもしれないが、それ以外の人々にはわかりにくい。製品・サービスのライフサイクルとするべき（該当箇所複数）。		ご指摘を踏まえ、「製品やサービスの」という記述を追加しました。
		32	33	149	「サプライチェーン全体として生物多様性に資するよう」とあるが、意味不明。サプライチェーンが、全体として生物多様性の損失を招かないように、とすべき。		ご指摘のとおり、記述を修正しました。
		32	34	150	サプライチェーン各段階の事業者が協力して取り組む必要性を明記していることは高く評価できる。サプライチェーンのどこか一段階でもその意識が欠如すれば、他の段階にある意識の高い事業者の取組もその意義を大きく減じてしまうので、この点を更に強調し、一体となって取り組む必要性を説くべきである。 変更提案：「それぞれの立場において協力しながら一体となって生物多様性に取り組むという視点」		ご意見は参考とさせていただきます。なお、サプライチェーンの考慮については、「第I編第3章」、「視点5」「参考2」、「参考3」などにも記述されています。
		33	1	151	「という視点をもつ」を削除。	5	ご指摘の趣旨は、原案のままでも伝わると考えます。
4.視点6.影響の検討	33		152	この内容は、生物多様性に関する事業の特性・規模を、多様なステークホルダーとの連携により明らかにし（視点2）、影響の程度と適切な対策を広域的な文脈を踏まえた地域重視の視点（視点1）により検討する、という構造と理解できる。従って、視点6を現視点1の前に示すべきと考える。		視点1～5は個別のテーマについて記述されており、視点6、7は前者の各テーマに横断的に関与するものですので、原案の順序が適切と考えます。	
	33		153	国外からの外来種の持ち込みや国内での拡大を予防する、という点が欠けている。外来種の拡大は生物多様性の損失の大きな原因となっているので、国外からの外来種の持ち込みや国内での拡大を予防するという視点が重要であることを追加すべき。		ご指摘を踏まえ、「視点1」に以下のような記述を追加しました。 「海外からの生物の持ち込みに伴う生態系への影響や、」	
	33	9	154	「という視点をもつ」を削除。	5	ご指摘の趣旨は、原案のままでも伝わると考えます。	
	33	10	155	「既存の資料を用いて」を削除。		ご指摘を踏まえ「既存の資料を用いて」を	

編等	分類	頁	行	No.	ご意見の概要	意見数	ご意見への対応方針
							削除しました。なお、活動が必ずしも土地に関係するものばかりではないことから、例示としての位置づけを明確にするため「例えば」という記述を追加しました。
		33	10～11	156	「既存の資料を用いて」を削除し、「保護価値が高い土地の場合は転換の回避」を追加。保護価値の高い土地かどうかを確認するだけでは不十分で、そのような土地の転換の回避が求められる行動である。	2	ご指摘を踏まえ「既存の資料を用いて」を削除しました。なお、回避については、別途「基本原則1」に記述されています。
		33	10～11	157	「既存の資料を用いて」を削除し、「該当する場合は保護価値が損なわれないよう、事業の見直しを行う姿勢が求められます」を追加。確認するだけでなく、保護価値が高い土地ではその高い価値を損なわない事が重要であり、事業の見直しの必要性にまで踏み込むべき。		ご指摘を踏まえ「既存の資料を用いて」を削除しました。なお、回避については、別途「基本原則1」に記述されています。
		33	10～11	158	「既存の資料を用いて」を削除し、「保護価値が高い土地の場合は転換の回避」を追加。 また、保護価値の高い森林など、生物多様性保全上、重要な生息地の転換を回避するよう努めることを、基本原則に含める。	3	ご指摘を踏まえ「既存の資料を用いて」を削除しました。なお、回避については、別途「基本原則1」に記述されています。
	4.視点7.事業者の特性	33	15～17	159	「事業者の特性・規模等を踏まえ、それを最大限に活かす取組を積極的に推進することが望まれます。」は、意味不明。各事業の特性・規模に応じて、最大限実現しうるとすべき。		ご指摘を踏まえ、以下のとおり記述を修正しました。 「事業者の特性・規模等を踏まえ、それらの特徴を最大限に活かす取組を、生物多様性への影響の度合いなども踏まえながら、積極的に推進することが望まれます。」
		33		160	特性・規模を活かした取組は重要であるが、生物多様性への影響も事業の特性・規模が関係することから、想定される生物多様性への影響の規模に見合った取組を進めることを求める内容に修正すべき。		ご指摘を踏まえ、「生物多様性への影響の度合いなども踏まえながら」という記述を追加しました。
参考	参考全般	35		161	実践の前に為すべきことあり。社内でやる気にさせることが大切。推進者の行動を助けるなど、実際に動かすまでのアプローチも必要。		ご意見は参考とさせていただきます。なお、内部における従業員への訓練・コミュニケーションは、「参考1」に記述されています。

編等	分類	頁	行	No.	ご意見の概要	意見数	ご意見への対応方針
	1 進め方	38	2	162	我が国では世界で最も ISO14001 の登録が多いことが知られている。そのため、多くの民間企業では既に ISO により対策を取っている場合が多いものと考えられる。そのため、ISO 等の現況にあるシステムを活用する取組の進め方も併記した方が良いかと思う。		ご意見は参考とさせていただきます。なお、環境管理システムについては、「序論」及び「参考 1 (2) E 推進体制・進行管理システムの整備」で記述されています。
		38	24	163	事業者の生物多様性への取り組みを評価、支援するために事業者の自主的な情報公開を奨励するとともに、積極的に公的機関により事業者の活動成果の公表や登録、記録などで評価することも将来考えてほしい。事業者のインセンティブを高めることができる。必要に応じて情報公開でなく、積極的に情報公開をするように仕組みを考えてほしい。		ご意見は参考とさせていただきます。なお、情報公開については、「視点 1」、「参考 1」及び「参考 3」に記述されています。
	1(2)	39 ～ 41		164	取組の考え方のフローの A～J のそれぞれについてもう少し具体的に記述する必要がある。		ご意見は参考とさせていただきます。なお、一部の具体的な内容については、それぞれの参考情報に記述されています。
		39	9	165	「A 方針の設定」の部分は、「事業者が、生物多様性と持続可能な利用に取り組むという方針を示す。」を「事業者は、自らの事業活動が生物多様性とどのような関わりがあるのかを把握し、生物多様性と持続可能な利用に取り組むという方針を示す。」に修正。		ご指摘の趣旨は、「B 生物多様性との関わり」の把握で記述されているものと考えます。
		39	13	166	「B 生物多様性との関わり」の部分は、「事業者の活動が生物多様性から受ける恵みと生物多様性に与える影響について分析を行う。また、取組の優先順位等を検討する。」を「事業者の活動が生物多様性から受ける恵みと生物多様性に与える影響について分析を行う。分析にあたっては、事業活動にともなう、生物多様性への直接的な影響だけでなく、間接的な影響についても把握することが重要である。分析を行った後、取組の優先順位等を検討する。」に修正。		原案の「影響」には、直接的影響及び間接的影響が含まれていますので、原案のまま意図が伝わるものと考えます。なお、生物多様性との関わり」の把握については、「参考 2」にも記述されています。
		39	19～20	167	「C 目的・目標の設定」については、「生物多様性に取り組む自的を設定するとともに、2～3 年毎にモニターし、調整できるような現実的かつ測定可能な目標を設定する。」を「事業活動における生物多様性への依存度や事業活動にともなう影響を把握し、優先的に取り組む項目（対象、範囲など）を設定し、生物多様性に取り組む目的を設定するとともに、2～3 年毎にモニターし、調整		ご指摘を踏まえ、「D 手法・計画の立案」に、以下の記述を追加しました。 「・その際、科学的知見の集積に努めつつ、予防的な態度で取り組むことが重要である。」

編等	分類	頁	行	No.	ご意見の概要	意見数	ご意見への対応方針
					<p>できるような、現実的かつ科学的知見に基づく測定可能な目標を設定する。」に修正。</p> <p>目標設定について、木を何本植えるといった類の「現実的かつ測定可能な目標」をよく見かけるが、植える木の種類によっては、生物多様性に悪影響を与えてしまう。このことから「科学的知見に基づく」を加筆する必要がある。</p>		
		40	9	168	<p>「G 取組の点検、成果・課題の把握、見直し」の部分は、「取組の実施状況やその結果を点検し、成果と課題を抽出する。課題を解決し、より良い取組とするために手法や計画の見直しを行う。」を、「取組の実施状況やその結果を、科学的な知見を基に設定された指標により点検し、成果と課題を抽出する。課題を解決し、より良い取組とするために手法や計画の見直しを行う。」に修正。</p> <p>「ビジネスと生物多様性に関するイニシアティブ リーダーシップ宣言」等を踏まえ、取組を推進するため、「G 取組の点検、成果・課題の把握、見直し」の部分に「指標」ということ等を加筆する必要がある。</p>		<p>ご指摘を踏まえ、「D 手法・計画の立案」に、以下の記述を追加しました。</p> <p>「・その際、科学的知見の集積に努めつつ、予防的な態度で取り組むことが重要である。」</p>
		43		169	社内・地域などの理解が必要。		ご指摘の趣旨は、「H 内部における従業員への訓練・コミュニケーション」、「I 外部ステークホルダーとの連携」、「J 外部ステークホルダーとのコミュニケーション、情報公開」に記述されているものと考えます。
		43		170	生物多様性が豊か、価値が高い／高くなければどうでもいい、ととられかねない。		当該表は、生物多様性に関する情報・指標の参考例として、「環境報告ガイドライン」で示されたものを参考に作成したものです。なお、ご懸念のようなおそれはないものと考えます。
	2 関わり把握(2)	47	5	171	自然災害の防止など、原因が、その事業者だけでない場合、どのように捉えるか。		ご意見は参考とさせていただきます。なお、外部ステークホルダーとの連携については、「視点2」などに記述されています。
		47	12	172	ものの両面を見る事は大切！！		ご意見は参考とさせていただきます。

編等	分類	頁	行	No.	ご意見の概要	意見数	ご意見への対応方針
		49		173	<p>供給サービスの例として、穀物や家畜が挙げられている。確かに農業は水使用という点で生態系サービスに依存しているが、この図表ではその説明が無く、なぜ穀物や家畜が生態系サービスなのか正しく理解することは出来ない。</p> <p>説明文に生態系サービスとの関わりについて記述することが必須である。</p> <p>変更提案： 穀物・・・内陸の水、地下水、雨水、地表水を利用して生産される栽培食物又は農作物 家畜・・・天然の草地で放牧飼育される又は淡水を使用した閉鎖環境で飼育される、家庭用又は商用で消費・使用される動物</p>		<p>該当箇所は、ミレニアム生態系評価の内容を引用したものであり、供給サービスの例が分かりやすく示されているため、参考例として適切なものと考えます。</p>
	2 関わり把握(3)	53	15	174	<p>「財務関連」のリスクにおいて、「金融機関の融資条件の厳格化による、融資が受けられない可能性」とあるが、可能性が低いので無理に入れなくても良いかと思う。また、「社内関連」のリスクにおいて、「従業員士の士気の低下」とあるが、これも同様に削除してよいかと思う。環境を重要視する社員は、企業を選ぶ際に自らの選定基準にしているし、会社が熱心でなくとも個人的に奉仕活動に参加しており、そこまでを会社に期待していないのが現状と思う。無理に入れようとすると、玉石混合となり、現実味が薄れてしまうのではないかと思う。</p>		<p>該当箇所は、ミレニアム生態系評価の内容を引用したものであり、供給サービスの例が分かりやすく示されているため、参考例として適切なものと考えます。</p>
		53	7	175	<p>「アクセス」という言葉は、日常の使い方とは意味が違う場合、注を入れたらどうか。</p>		<p>ご意見は参考とさせていただきます。なお、「遺伝資源へのアクセス」については、「序論」及び「第Ⅱ編」に記述されています。</p>

編等	分類	頁	行	No.	ご意見の概要	意見数	ご意見への対応方針
	3 全般	56 ～ 74		176	文章ばかりで、読み進めていくことが困難な部分といえる。業種別に留意フロー図を作成し、当該業種内における場面ごとの解説が続く構造になっていれば、事業者も、自らの業種と気になるポイントに絞って読み込むことができる。また、場面別の記述についてですが、概してかなり抽象的で、事業者として、何をすればよいのかが全く分からない・想像できない、ということが発生する懸念がある。場面別の取組の記述で、事業者が実際にこれを読んでも、「具体的にはどういうことか?」「具体的に何をすればよいのか?」という疑問が湧く記述が非常に多いように感じる。現実的で明日からでも始められそうな具体的な取組内容を1つでも2つでも示すことが重要であり、また必要である。また、大規模事業者と中小規模事業者というように、規模をせめて2つくらいに分けて、ポイントを示す必要がある。大規模事業者の場合、本ガイドラインに先行して、既に独自に生物多様性に関する取組を始めているところもある。問題は主に中小規模の事業者であり、中小規模事業者が使いやすいガイドラインとなるようなつくり方にする必要がある。		ご意見は参考とさせていただきます。なお、「参考5」に中小企業の具体的な取組事例を追加しています。
	3(1)原材料調達	57	囲み	177	サプライチェーンへの働きかけこそ、日本企業に最も求められることの一つであり、また成果が出せる分野でもある。参考例として、あるべき姿をより明確に掲げ、方向性を示すことが大切である。 変更提案：自社が影響を及ぼしうるサプライチェーンにおいて、積極的に生物多様性に配慮した原材料調達を促進および啓発する。		ご意見は参考とさせていただきます。なお、サプライチェーンの考慮については、「視点5」、「第I編第3章」、「参考2」、「参考3」などに記述されています。
58 ～ 59			178	物への表示が多く、多すぎると見難い。工夫が必要。消費者が選択しやすいようにすべき。		ご意見は参考とさせていただきます。	
58		2	179	サステイナブル・パーム油認証 (RSPO Certified Sustainable Palm Oil) を入れていただきたい。これは RSPO (Roundtable on Sustainable Palm Oil) によって、2008年より始められたものである。2009年5月時点で、日本にはまだ入荷していないが当社で導入を予定している。		ご指摘を踏まえ、サステイナブル・パーム油認証に関する記述を追加しました。	

編等	分類	頁	行	No.	ご意見の概要	意見数	ご意見への対応方針
		58	2	180	<p>○企業活動に生物多様性を取り込むことを促すために、「生物多様性ネットゲイン型ビジネスモデル(仮称)」に対する認証評価システムと優遇制度を導入する。</p> <p>現在、生物多様性に関する事業認証は、「森林認証」など業界単位で実施されているものや、HEP等を用いた生物生息地ポテンシャルの可視化による、“空間評価型“の手法が行われており、これらは、主にミティゲーションに軸足を置いた認証評価手法といえると思う。</p> <p>一方で、企業活動における生物多様性への取組は、直接的に特定の空間が介在しないものや代償行為ではないものもある。こうした取組のうち、客観的かつ定量的に評価できる条件を備えたものを、「生物多様性ネットゲイン型ビジネスモデル(仮)」として評価する仕組みを作ることが急務だと感じている。</p> <p>また、そこで一定の評価を得た企業は、たとえ期間限定であっても、税制面で優遇措置を受けられるといった即効的なメリットも合わせて導入することが、重要なインセンティブになると考えられる。このように、認証評価システムと優遇措置をセットで実施して、全事業者間に広く浸透するよう図るのが効果的だと考えられる。</p> <p>導入にあたっては、全国共通のガイドラインを基礎としつつも、地域生態系の実情や経況も加味して運用するために、地方別の認証評価システムを導入するのが望ましいと考える。そのために、生物多様性国家戦略ならびに生物多様性基本法を上位法と位置付け、自治体等に地方版認証評価制度の創設を促す記載を、当ガイドラインに折り込んで頂くのが宜しいかと思う。</p>		ご意見は参考とさせていただきます。なお、定量的な把握については、「参考1(1)の参考情報」に記述されています。
	3(3)投融資	61	20	181	「パフォーマンス」という用語について、日常の使い方とは意味が違う場合、注を入れたらどうか。		「パフォーマンス基準」という用語については、該当文中で説明されているものと考えます。
	3(5)海外の大規模事業	63	箱の中	182	代替措置は、慎重にすべき。		ご意見は参考とさせていただきます。なお、代償措置については、「参考6の3」に記述されています。

編等	分類	頁	行	No.	ご意見の概要	意見数	ご意見への対応方針
	3(6)土地利用	64		183	次の文章を追加することを提案する。「民間活動により生じる様々な生物多様性への影響を最小にし、与えてしまった影響に対しては、代償またはそれ以上の回復措置により相殺する「ノー・ネット・ロス」の原則及びネット・ゲインの考え方がグローバルレベルでの基本原則となりつつあります。これらの原則を実施する際には、生物多様性の状況を客観的・定量的に評価することが求められ、また、それについては、HEP (Habitat Evaluation Procedure, ハビタット評価手続き) など、生物多様性を定量的に評価する手法を活用することで、生物多様性の改善状況等を視覚的にとらえることが可能です。わが国においても、生物多様性の状況を数値指標により把握する検討や、HEP を基に、日本の自然環境に合った定量評価手法が開発されつつあります。これらの、手法を採用するなど、現在の土地の状況を把握し、その改善の成果を蓄積・把握していくことにより、生物多様性への貢献度を明確にしていくことが求められます。」		オフセットの手法は未確立な部分も多いと認識しております。また、ご意見は参考とさせていただきます。なお、代償措置については、「参考6の3」に、定量的な把握については、「参考編 参考1(1)の参考情報」に記述されています。
		65		184	「想定される取組の参考例」中の「一土地の改変、建築物の建設一」の部分の末尾に、次の例を追加することを提案する。 「土地利用の改変、建築物の建設に際しての生物多様性保全の取組を評価・認証するシステム(ハビタット評価認証制度(JHEP)など)により、事業活動の多角的な評価を受ける。」		ご意見は参考とさせていただきます。
		65		185	「想定される取組の参考例」中の「一保有地管理一」中の以下の文章を、次の通りに修文することを提案する。 「緑地等を評価するシステム(社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES)など)により、保有地の緑地の管理・運営の取組の多角的な評価を受ける。」を、「緑地等を評価するシステム(ハビタット評価認証制度(JHEP)※、社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES)など)により、保有地の緑地の管理・運営の取組の多角的な評価を受ける。」に修正。		ご意見は参考とさせていただきます。
	3(7)非生物資源	67	箱の中	186	「保護価値の高い地域における鉱山開発は避ける」は、現実的ではないのでは。		ここでは、生物多様性に配慮した採掘方法等を検討する際の、計画段階における参考例を示しており、必ずしも現実的でないとは言えないものと考えます。
	3(7)生物	70	冒頭	187	外来魚、外来作物、外来昆虫、外来樹木、外来牧草・緑化植物の		ご意見は参考とさせていただきます。なお、

編等	分類	頁	行	No.	ご意見の概要	意見数	ご意見への対応方針
	資源				導入により既存の国内生物多様性の損失、生態系の破壊や劣化が起こる実例が多くあるので、言及すべき。		外来生物の実例については、「第3次生物多様性国家戦略」などに記述されていますので、そちらをご参照ください。
	3(11) 観光	73	冒頭	188	観光目的で、本来の自生地でないところまでも開発して、地域外から持ち込んだ植物あるいは園芸品種を植栽する例が、特に高山地域や休耕田、ビオトープの一部で多く見られている。これらは生物多様性の損失につながることを、言及すべき。		ご指摘を踏まえ、以下の記述を追加しました。 「また、山岳や湿原等において、観光旅行者を案内する際に、経路を踏み出し植物を踏みつけるなど自然を傷つける、ごみを捨てる、靴底などに付着した種子により本来そこに生育しない植物が持ち込まれる等により、生物多様性へ影響を与えるおそれがあります。」
		73	冒頭	189	近年は、希少種・地域に多い種が観光の目玉になることが多いが、この場合、業者や一般人による盗掘など窃盗行為が激増している。こうした犯罪の誘発防止に十分配慮するように言及すべき。		ご指摘の趣旨は、「観光旅行者への情報提供、啓発を行うよう配慮する」の部分で伝わるものと考えます。
		74	枠内	190	「野生生物の本来の移動能力を超え、意図的又は非意図的に国外や国内の他の地域から導入される外来種によって、地域固有の生物相や生態系に悪影響を与えないように配慮する。」について、「国内外来種」という存在は、まだ一般にはわかりにくい。事業目的で他の地域から生物を導入したり、特定の在来種を過度に増殖したり、または事業活動に伴って外来種が侵入することによって、とすべき。		ご指摘を踏まえ、以下の記述を追加しました。 「野生生物の本来の移動能力を超え、意図的又は非意図的に国外や国内の他の地域から導入される外来種（移入種）によって、地域固有の生物相や生態系に悪影響を与えないように配慮する。」
	4 社会貢献	75	19	191	一般に、社会貢献は事業者の本業とは関係ない分野での取り組みを指し、本業と関係のある分野は SR （社会的責任）ないし CSR として理解されており、どちらも欠かすことのできない大事な取組である。ここの表現は、社会貢献の分野をことさらに本業と関連づけることによって、本業とは関係のない社会貢献を排除しようとしているように見え、不適切である。本業とは関係のない社会貢献活動によって、多くの NPO 、 NGO が多大な恩恵を受けている事実を重く受け止めるべきである。従って、32 ページ 5 行目の「その活動を通じた」を削除、また 75 ページ 19 行目の「本業との関わりも考えつつ」を削除し、「社会貢献活動の目的を明確		ご指摘を踏まえ「その活動を通じた」を削除しました。

編等	分類	頁	行	No.	ご意見の概要	意見数	ご意見への対応方針
					化し、実施する取組を検討する」に修正すべき。		
		75	29～30	192	<p>生物多様性の観点からの留意点としての遺伝子レベルの配慮は植林に限った話ではなく、ホテルの放虫等動物の再導入でも問題となっており、より一般的記述にすべき。</p> <p>変更提案：在来種の地域系統の遺伝的かく乱（遺伝子汚染）を引き起こさないなど、遺伝子レベルの生物多様性に配慮する。日本では生き物の放流・放虫等が、ややもすると無邪気に行われているところがあるが、遺伝的多様性の配慮が乏しく、かえって多様性を低下させている事例があるので、留意が必要である。</p>		ご指摘の点については、「参考情報 エコツーリズム」に含まれているものと考えます。
	5 全般	77 ～		193	事例企業が JBIB メンバーに偏っており、公平性を欠く。建設業であれば日本土木工業協会が日建連の支援を受けて毎年集めている「環境保全の技術・手法に関する事例集」に生物多様性保全を含め主な建設業の取組が収められている。これを紹介すべきであろう。		ご指摘の趣旨を踏まえ、日本経団連自然保護協議会のウェブサイト及び具体的な取組事例の追加を行いました。
		77 ～ 99		194	事例の中で、ページ全体が文章で埋まり、読みにくく内容がわかりにくいものがある。 写真や図がないのでイメージがつかみにくい。		ご意見は参考とさせていただきます。
	5⑦製紙業	85		195	この事例は FSC 森林認証に関する取組例であるが、「取組の内容」の記述全体を通じて FSC を宣伝するものとなっている。環境 NGO の支持を強く受けている特定の森林認証を宣伝する事例は、公平性を維持すべきガイドラインには不適であるから、「FSC 森林認証」を「森林認証」に、「FSC」を「この森林認証」などに修正すべきである。		他の森林認証も「参考 3（1）」の参考情報として複数記述されていますので、ご懸念のような宣伝にはなっていないものと考えます。
	5⑨総合小売業	87		196	<p>海では深刻な過剰漁獲が起きており、多くの種で資源が減少しつつある。消費者が、資源や環境を犠牲に漁獲された、安さばかりを追及した水産物を選べば、適正管理を行う漁業者は 衰退し、持続可能な漁業につながらない。水産資源の適正確保と、持続可能な漁業の重要性が増している。</p> <p>日本には水産資源認証を表す 2 つのマリン・エコラベルが存在するが、MEL ジャパンのラベルが欧米でも扱ってもらえるようにする必要がある。マリン・エコラベル商品を多くの消費者が能動的に選択できるわかりやすい仕組みに統一すべきである。</p>		ご意見は参考とさせていただきます。

編等	分類	頁	行	No.	ご意見の概要	意見数	ご意見への対応方針
					利点ある水産品認証制度の導入・浸透を進めるため、流通業界と消費者の理解と応援が重要である。多くの消費者に普及を進めるよう、行政・産業界も努めるべき。 消費者の一人として今後の動きに注視していきたい。		
	7 イースター島	106		197	イースター島の例示は、もう少し身近なものの方がよい。		この記述は、第 I 編の「地球環境問題としての生物多様性」の中で、イースター島を、生物多様性への過剰な負荷により文明が崩壊した例として紹介していることから、その参考として記述しているものです。文明の崩壊と生物多様性との関係性を説明する事例として適切なものと考えます。
	7 参考情報の追加	106		198	記述に関連する参考情報として、FoE Japan の「平成 20 年度環境省請負事業 企業の生物多様性に関する活動の評価基準作成に関するフィージビリティ調査 調査報告書」を追加する。	4	ご指摘を踏まえ、FoE Japan の調査報告に関する記述を追加しました。
	7 オフセット	108		199	オフセットは慎重にしてほしい。命はつながっているゆえ、部分を相殺など非現実的。オフセットさえすればいい、という考え方が広がるのを憂慮する。命は創れない、を再考すべきだ。		ご意見は参考とさせていただきます。
	8 関連法	109 ～ 114		200	企業の担当者がこの法律一覧をみて、生物多様性の観点からどういったことに気をつけなければならないのか、留意点等の欄を概要の欄の右に設置していただければと思う。		ご意見は参考とさせていただきます。